

平成元年 6 月 6 日

各省庁 営繕担当課長 宛

建設大臣官房官庁営繕部

営繕計画課長 石岡征也

官庁施設の吹付けアスベスト対策について（依頼）

標記については、昭和63年10月17日付け建設省営計発第70号により、建設大臣が所掌する施設であって貴省（庁）が所管する施設のうち「吹付けアスベスト使用が判明した施設」について、そのリストを送付したところではありますが、貴省（庁）所管の施設のうち別紙1に記載する施設については、当省管下の機関に設計図書が完備されていないため吹付けアスベストの使用の有無を確認することができません。

つきましては、貴省（庁）において、当該施設におけるアスベスト使用の有無を別紙2の「吹付けアスベストの使用状況調査要領」に基づき調査の上、当職あて御報告していただきたい。

吹付けアスベストの使用状況調査要領

1 目的

官庁施設について吹付けアスベストの使用状況を調査し、今後の整備推進の資料とする。

2 方法

- (1) 調査期間 平成元年6月から11月末日までとする。
- (2) 調査方法 主として各省庁保管の設計図書によりチェックを行う。
- (3) 調査内容 別紙1のすべての施設について吹付けアスベスト使用の有無を各部屋ごとに行い、別添の記入例に倣い「吹付けアスベスト使用状況集計表」に記入する。
- (4) その他 空調機器(ダクト等)へのアスベスト吹付けがないかどうかについても注意する。

3 調査資料提出期限 平成元年11月30日(木)

4 質問等

調査について質問等がありましたら、建設大臣官房官庁営繕部営繕計画課計画第一係長 永島潮、小林夏子 TEL 580-4311(内2473)、又は各方建設局等の営繕部計画課までお問い合わせ下さい。

